

消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会 資料

平成 29 年 11 月 15 日

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

1. 団体の概要

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット（通称：ひめネット）は、市民の消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする消費者団体です。平成 20 年 6 月、愛媛県知事の認証を受け発足しました。

ひめネットは、弁護士、司法書士、消費生活アドバイザーや消費生活専門相談員等の資格を持つ専門家集団です。

| |
|--|
| 正会員：101名（団体3） 賛助会員31名（団体3）（本月現在） 有資格者：弁護士 野垣康之他12名 司法書士 池田誠治他7名 消費生活アドバイザー・消費生活専門相談員 23名 |
|--|

平成 20 年度には、愛媛県との提案型協働事業を受託し、悪質商法被害未然防止のためのリーダー養成講座を中心に啓発事業を行いました。

以降、平成 25 年まで愛媛県から啓発事業や提案事業を受託し、現在も、様々な啓発事業や消費者教育推進事業など消費者の利益擁護のための事業を行っています。

平成 25 年からは適格消費者団体認定のための基盤づくり、平成 27 年からは認定申請のための事業を愛媛県から受託し、適格消費者団体認定の取得に向けた活動をしております。

平成 20 年の設立以来、消費者からの相談電話や 110 番活動を行い、事業者の不当な行為に対する改善を求めるため法律専門家等で約款等を検討し、県内で活動する事業者に対し不当条項の使用停止と是正を求める申し入れを行ってきています。

また、適格消費者団体連絡協議会等に参加し、先進適格消費者団体との交流を深め、力強い協力関係を構築するなどして、消費者の利益擁護に寄与するよう努めています。

四国にはまだ適格消費者団体が存在しません。四国の消費者にとって、誠

に不利な状況と言わざるを得ません。ひめネットは、その重責を果たすべく、適格消費者団体を目指して活動を推進しています。

2.活動の概況

平成28年度においては、検討委員会を7回開催し、消費者の権利を侵害するような契約条項や勧誘方法について事業者への申し入れを行いました。その結果、4業者から消費者の権利を尊重する会則の変更がなされ、1業者からは改善の確約を得、継続事案1件とする成果がありました。

また、申出制度を利用し、ネット上で仮想通貨への投資を求める連鎖販売取引業者へ「特定商取引の公正および購入者等の利益が害される恐れがある」ことについて消費者庁へ申し出をしました。

昨年10月29日には、初めての取り組み「ひめネットの日“スマートらいふ応援セミナー”」において法律専門家による第1回消費者被害110番活動と公開講座「適格消費者団体とは？」&「ご存知ですか？洗濯表示が変わります」、「スマホの正しい使い方」を実施しました。

第1回及び第2回110番活動では相談件数が4件、電話相談(月～土曜)では9件の相談がありました。

「赤い羽根共同募金ボランティア・NPO支援事業」を活用して、愛媛県地方局の東予(1回)、中予(1回)及び南予地区(2回)の悪質商法被害防止フォーラムに協力し、延べ300名以上の見守りネットワークのメンバーと情報共有し連携をはかりました。

現役消費生活相談員(会員)による啓発グループ「ひめまる」は「四国労働金庫社会貢献活動助成金」を活用し、消費者教育教材「小学生向け副読本」と児童向けの紙芝居を制作し、啓発講座や授業を実施しました。

高齢者対象の出前講座を3回、「ひめまる」は、学校・地域における消費者教育協力講座を多数実施しました。

適格消費者団体連絡協議会には2回参加し、情報収集に努めました。

本年度も公開講座を2回開催し、啓発講座を授業を実施するとともに、現在は、高校生向けの消費者教材を作成中です。

また、検討委員会もすでに4回実施し、1件の申し入れを行っています。

3. 要望事項

(1) 地方消費者行政の充実・強化に向けた支援のあり方について

適格消費者団体への財政面を含めた支援のあり方について検討をされてきたと思われませんが、適格消費者団体を目指す団体についても、特に、資金面について、新たな財政支援制度を創設するなどして支援して頂きたいです。

本件は、以前から各団体から要望もされていると思われませんが、特に四国のように地方においては、どの団体も財政基盤は脆弱であるため、健全な運営を維持して行くには継続性がある支援が不可欠であります（適格認定後であっても）。

(2) 高齢者の消費者被害の防止策の一つとして（年金担保貸付の問題）

高齢者の多重債務相談で、年金担保貸付を利用している方も多いですが、元々は悪質な業者などからの借入を防ぐ狙いがあったと思いますが、逆にこの制度が濫用され、安易に利用されている懸念があります。ケースによっては生活再建が困難な事態に陥る場合もあることを、消費者に限らず、関係機関においても周知を図って頂きたいです。

以上